

熊本県監査委員公告第 11 号

熊本県知事から平成 12 年度包括外部監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき公表する。

平成 14 年 5 月 29 日

熊本県監査委員	寺	嶋	建
同	山	本	孝
同	八	浪	行
同	吉	本	児
		豊	
		知	
		賢	

平成 1 2 年度 包括 外部 監査 結果 に 係る 措置 状況

第 1 貸付金の運用と管理状況について

貸付金名	所管課	区分	指 摘 内 容	講じた措置
市町村振興資金貸付金	市町村総室	結果	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン購入事業における償還期間について ・緑化推進事業における貸付対象事業について ・設備資金における貸付条件の弾力化について 	<p>耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）を踏まえた償還期間を設定した。（平成 13 年 10 月貸付要項改正）</p> <p>街路樹等の損木及び欠木の補植のみの事業については貸付の対象としないこととした。</p> <p>貸付条件について、市町村の意向等を踏まえ、過疎資金の貸付限度額引き上げ等の見直しを行った。（平成 13 年 10 月貸付要項改正）</p>
母子及び寡婦福祉資金貸付金	児童家庭課	結果	<ul style="list-style-type: none"> ・「財産に関する調書」の貸付金残高等の誤りについて ・滞納貸付金の回収について ・電算システム帳票様式の改善の検討について 	<p>債権状況表（個人別）により貸付額・債権額の確認を行ったうえで、平成 1 2 年度決算報告において調書を修正した。</p> <p>目標数値を設定するとともに滞納者リストを内容で分類することによる償還活動の合理化を行うこととした。また、滞納ヒアリング（8 月）、徴収強化専門研修を 3 回（6 月、11 月、3 月）実施し、償還活動を強化した。</p> <p>これまでの帳票を、年度末現在の債権額が確認できる様式に改めた。さらに、「個人別債権状況表」を作成し、債権管理の強化を行った。</p> <p>申請人、連帯債務者及び連帯保証人については必ず面接し、連帯債務者の修学・就労の意欲の確認、連帯保証人の保証の意思の確認を行うよう研修会（6 月、11 月、3 月）を通じて指導を徹底した。</p>
		意見	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯債務者や連帯保証人への返済責任の説明等について 	

貸付金名	所管課	区分	指 摘 内 容	講じた措置
看護婦等修学資金貸付金	医務福祉課	結果	<ul style="list-style-type: none"> ・個別残高管理及び「財産に関する調書」との残高照合について 	<p>平成 1 2 年度決算報告において調書を修正した。</p>
中小企業に対する制度上の 3 貸付金	経営金融課	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・延滞債権に係る債権管理台帳等の作成による管理状況の明確化について 	<p>高度化資金については、「延滞組合債権回収方針」を決定するとともに個別の「延滞債権管理表」を作成し、督促、競売の実行とともに巡回経営指導を強化した。設備資金についても、個別の債権管理台帳を作成し、債権管理を強化した。</p>
沿岸漁業改善資金貸付金	漁政課	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付金の積極的な活用について 	<p>貸付金の積極的な利用を図るため、年 3 回の貸付期日を年 5 回に増やした。</p>
林業改善資金貸付金	林業振興課	結果	<ul style="list-style-type: none"> ・事務委託関係書類及び借入証書の一部不備等について ・「財産に関する調書」と原簿把握の貸付金残高の不一致について 	<p>委託機関が取りまとめで提出する借入証書については、申請書と十分照合し、誤りの無いように徹底することとした。また、委託取納計算書等は、歳入予算執行表と照合し、整理保管を徹底することとした。</p> <p>平成 1 2 年度決算報告において調書を修正した。</p>
森林整備資金貸付金	森林整備課	意見	<ul style="list-style-type: none"> （熊本県林業公社について） ・県派遣職員の人件費について 	<p>平成 1 4 年度から人件費を予算計上し、県の補助金により対応することとした。（公益法人等への職員派遣条例施行に伴う見直し）</p>
農業公園物産館開店準備資金貸付金	農政課	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的・経済的な運営について 	<p>貸付金については、平成 1 4 年 3 月に繰上償還し、全額償還した。</p>
地域総合整備資金貸付金	地域政策課	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先からの資料入手による貸付状況の把握について 	<p>ふるさと財団から提出される本県案件の貸付団体別一覧表と本県が把握している貸付金調書等を照合し、償還残高等の確認を年 2 回（6 月、1 月）行った。</p>

貸付金名	所管課	区分	指 摘 内 容	講じた措置
地域総合整備資金貸付金	地域政策課	意見	・ 貸付先の状況把握、事業の進捗状況等の監督について	施設建設等事業実施中の事業者に対しては、年度始めに前年度までの事業進捗状況報告が行われることとなり、その資料により状況把握を行った。 また、貸付金の償還期間においては、年1回決算期後に融資償還状況報告書の提出が行われることとなり、その添付資料である決算報告書により貸付先の状況を把握した。
土地開発基金貸付金	管財課 地域政策課 交通対策総室 企業立地課 用地対策課 都市計画課	意見	(土地開発公社について) ・ 長期保有地の解消について	城南工業団地については、平成12年度に土地開発公社から県が購入し、平成13年度からリース事業をスタートした。 白岩産業団地については、公社が自らの繰越金を利用し、平成13年度から分譲価格を引き下げた。(35,400円/㎡→17,000円/㎡)
水俣・芦北地域振興基金に対する貸付金	環境政策課	意見	・ 現物実査の確認方法について	現物実査においては、関係書類にチェックマークを付し確認済であることを明記することとした。
就農支援資金貸付金	農業振興課	意見	・ 就農届出書の早期提出の徹底について	6月に開催した担当者会議において、就農支援資金担当者に対し、就農届出書の提出指導を徹底を行うように徹底を図った。
グリーンピア南阿蘇貸付金	観光物産課	意見	・ 貸付金の台帳について ((財)グリーンピア南阿蘇について) ・ 県派遣職員の人件費について	貸付金台帳について作成した。 平成14年度から人件費を予算計上し、県の補助金により対応することとした。(公益法人等への職員派遣条例施行に伴う見直し)
熊本テルサ貸付金	労働雇用課	意見	・ 貸付額及び据置期間の妥当性の検討について	13年度の償還額について、1億円の繰上償還を行った。(当初予定3千万円)